

退職した方がいたら(普通徴収の場合).....

- 1 6月から12月までに退職し一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった市・県民税は普通徴収という方法で本人より納付していただきます。退職される方にもあらかじめご説明ください。
- 2 下の例では、(ウ)未徴収税額6,000円を普通徴収の第4期として1回で納付していただくことになります。

記載例

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基 幹		
年度	/	/	/	/
年度	/	/	/	/

令和 8 年 12 月 4 日		大仙市長 あて		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 (住所)		郵便番号		大仙市大曲花園町1番1号		特別徴収義務者 指 定 番 号		7012345678									
						名 称 (氏名)		株式会社 大仙産業		取締役社長 大仙 一二		受 給 者 番 号		0001									
				個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						連絡者の 係、氏名 及び電話 番号		係 総務係 氏名 大仙 一子 電話 (0187) 63 - 1111									
給 与 所 得 者										(ア)		(イ)		(ウ)		異 動		異 動 の		異動後の未徴収			
フリガナ										特別徴収税額 (年税額)		徴収 済 月		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		年 月 日		異 動 の		異動後の未徴収	
氏 名										円		6		円		円		8		1. 退職(普・障)		1. 特別徴収継続	
大仙 太郎 (旧姓)												月分		6,000		6,000		・		2. 転勤		A欄へ	
個人番号												11						11		3. 休職			
生年月日												月分						27		4. 長期欠勤		B欄へ	
S・H・R 50 年 8 月 31 日												月分								5. 死亡			
(1月1日現在の住所...必ず記入願います)												月分								6. 会社解散		C欄へ	
旧 住 所												月分								7. その他			
大仙市大曲栄町13番50号												月分											
(給与の支払を受けなくなった後の住所)												月分											
新 住 所												月分											
同上												月分											

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号			
		個人番号又は法人番号			
所在地	〒 ー				
名 称					
担当者				電話	
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分					
(月 日納期) から徴収するよう連絡済です。					
新受給者番号					

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。	
一括徴収した	
税額	円 は、 月分
(月 日納期)	
で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。	
(市役所から退職者本人宛に税額通知)	

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。